

令和6年度 第10回

# 上島町農業委員会 議 事 録

令和7年1月17日

|               |                    |                   |                         |              |
|---------------|--------------------|-------------------|-------------------------|--------------|
| 開 会           |                    | 令和7年1月17日 13時30分  |                         |              |
| 閉 会           |                    | 令和7年1月17日 14時11分  |                         |              |
| 開 催 場 所       |                    | 上島町岩城総合庁舎 2階 大ホール |                         |              |
| 現 地<br>見 回 り  | 日 時                | ① 1/14 10:00      | ② 1/15 10:00            | ③ 1/15 14:00 |
|               |                    | ④ 1/14 14:00      | ⑤ 1/14 14:00            |              |
|               | 農 業 委 員<br>推 進 委 員 | ① 田中 一富 委員        | ② 村上 穂 委員               | ③ 青木 俊樹 委員   |
|               |                    | ④ 小西 佳子 委員        | ⑤ 平岡 修 委員               |              |
|               |                    |                   |                         |              |
|               | 事 務 局              | ①～⑤ 田名後高広         |                         |              |
| 出 席 委 員       |                    | 古本 貢 委員           | 西原 邦彦 委員                | 砂川 正治 委員     |
|               |                    | 仲平 まゆみ 委員         | 田中 一富 委員                | 村上 穂 委員      |
|               |                    | 竹川 修 委員           | 平岡 修 委員                 | 岡辺 恒一 委員     |
|               |                    | 濱本 等 委員           | 森本 隆人 委員                | 村上 啓祥 委員     |
|               |                    | 青木 俊樹 委員          |                         |              |
|               |                    |                   |                         |              |
| 欠 席 委 員       |                    | 小西 佳子 委員          | 児玉 昭一 委員                |              |
| 職務のため出席した者の氏名 |                    | 黒瀬 智貴             | 松浦 孝志                   | 田名後 高広       |
|               |                    | 村上 晃子             |                         |              |
| 議 事 録 署 名 人   |                    | 小西 佳子 委員          | 村上 穂 委員                 |              |
| 議 事 の 概 要     |                    | 日程第1              | 会議録署名委員の指名について          |              |
|               |                    | 第1号議案             | 農用地利用集積計画(案)の諮問について(岩城) |              |
|               |                    | 第2号議案             | 農用地利用集積計画(案)の諮問について(岩城) |              |
|               |                    | 第3号議案             | 非農地証明申請について(弓削土生)       |              |
|               |                    | 第4号議案             | 農地法第3条許可申請について(生名)      |              |
|               |                    | 第5号議案             | 農地法第3条許可申請について(弓削上弓削)   |              |
|               |                    | 第6号議案             | 農地法第3条許可申請について(生名)      |              |
|               |                    | 第7号議案             | 農地法第3条許可申請について(生名)      |              |
|               |                    | 第8号議案             | 農地法第3条許可申請について(弓削佐島)    |              |
|               |                    | 第9号議案             | 農地法第3条許可申請について(弓削佐島)    |              |
|               |                    | その他               | 前回の総会審議案件の処理状況について 他    |              |
|               |                    |                   |                         |              |
|               |                    |                   |                         |              |
|               |                    |                   |                         |              |

| 議案番号等 | 答弁者等 | 答弁者等の内容                                                                                                                          |
|-------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (開会)  | 事務局長 | 定刻前ではございますが、皆さんお揃いですので、ただ今より、令和6年度第10回上島町農業委員会総会を開会致します。                                                                         |
|       |      | 本日は、小西委員、児玉推進委員が欠席となっています。本日の出席委員数は、農業委員7名、推進委員6名です。上島町農業委員会会議規則第6条の規定により過半数の農業委員が出席しておりますので本会は成立いたします。                          |
|       |      | それでは、はじめに古本会長より招集の挨拶をお願いします。                                                                                                     |
| 会長挨拶  | 会 長  | (開会挨拶)                                                                                                                           |
|       | 事務局長 | これより上島町農業委員会会議規則第4条により会長が議長を務めます。                                                                                                |
| 日程第1  | 議 長  | それでは議事に入る前に 日程第1、議事録署名委員を指名致します。仲平委員、田中委員、よろしくお願いします。                                                                            |
| 第1号議案 | 議 長  | それでは議案審議に入ります。第1号議案、農用地利用主席計画(案)について事務局から説明を求めます。                                                                                |
|       | 事務局  | (内容説明)                                                                                                                           |
|       |      | 農業経営基盤強化促進法における農用地利用集積計画で利用権の設定等を受ける者の要件について、①農用地の全てを効率的に耕作すること。②農作業に常時従事すること(年間150日以上)となっており、全ての要件を満たしていると判断されます。第1号議案の説明は以上です。 |
|       | 議 長  | 現地確認された田中委員の説明を求めます。                                                                                                             |
|       | 田中委員 | 14日に事務局と現地確認に行きました。ハウスも建てて、手入れもされますので、また、継続ですので、問題はないと思います。以上です。                                                                 |
| 審 議   | 議 長  | 以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。                                                                                                     |
|       | 各委員  | (意見なし)                                                                                                                           |
| 採 決   | 議 長  | それでは、第1号議案を賛成の方は挙手をお願いします。                                                                                                       |
|       |      | (全員挙手)                                                                                                                           |
|       | 議長   | 全員賛成という事で、町から諮問された第1号議案に係る計画(案)が適切である旨答申します。                                                                                     |
| 第2号議案 | 議長   | それでは議案審議に入ります。第2号議案、農用地利用集積計画(案)について、事務局から説明を求めます。                                                                               |
|       | 事務局  | (内容説明)                                                                                                                           |
|       |      | 農業経営基盤強化促進法における農用地利用集積計画で利用権の設定等を受ける者の要件について、①農用地の全てを効率的に耕作するこ                                                                   |

| 議案番号等 | 答弁者等 | 答弁者等の内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       |      | と。②農作業に常時従事すること(年間150日以上)となっており、全ての要件を満たしていると判断されます。第2号議案の説明は以上です。                                                                                                                                                                                                                                                          |
|       | 議 長  | 現地確認された田中委員の説明を求めます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|       | 田中委員 | こちら14日に現地確認に行きました。現在ハウスを建てて、レモンが植えているところで、部分的に順番に借りていっているようなので、問題はないと思います。以上です。                                                                                                                                                                                                                                             |
| 審 議   | 議 長  | 以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|       | 各委員  | (意見なし)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 採 決   | 議 長  | それでは、第2号議案を賛成の方は挙手をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|       | 各委員  | (全員挙手)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|       | 議 長  | 全員賛成ということで、町から諮問された第2号議案に係る計画(案)が適切である旨答申します。                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 第3号議案 | 議 長  | それでは議案審議に入ります。第3号議案、非農地証明申請について事務局から説明を求めます。                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|       | 事務局  | (内容説明)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|       |      | 非農地として判断する基準として国から示された「農地法の運用について」のその土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当し、「農業振興地域制度に関するガイドライン」の当該土地を農用地から除外する条件として、①農業振興地域整備計画の達成のための一体的な土地利用に支障を及ぼすおそれがない土地であること。②周辺の農業用施設等の機能に支障を及ぼす恐れがないこと、また周辺の農用地等において土砂の流出・崩壊等の災害を発生させる恐れがないことなど、周辺の農業生産に悪影響を及ぼす恐れがない土地であること。以上のことから、非農地の認定基準に該当していると判断されます。第3号議案の説明は以上です。 |
|       | 議 長  | 現地確認された、青木委員、田中委員、小西委員の説明を求めます。                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|       | 青木委員 | 事務局と現地確認に行きました。現地は車が進入できない山道を10分ほど歩いて行かないといけなくて、また、現地も周りの山林と同じような様子でしたので、非農地としていいと思います。以上です。                                                                                                                                                                                                                                |
|       | 田中委員 | 事務局と一緒に行了きました。周りも山林状態です、非農地として問題はないと思います。以上です。                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|       | 事務局  | 小西委員は本日欠席ですけれども、小西委員の意見といたしましては、当該農地周辺等も山林化しており、農地に復興するのは難しいとの判断で                                                                                                                                                                                                                                                           |

| 議案番号等 | 答弁者等  | 答弁者等の内容                             |
|-------|-------|-------------------------------------|
|       |       | 非農地としてよいと判断しております。以上です。             |
| 審 議   | 議 長   | 以上で説明は終わりです。ご意見。ご質問はございませんか。        |
|       | 各委員   | (意見なし)                              |
| 採 決   | 議 長   | それでは、第3号議案を賛成の方は挙手をお願いします。          |
|       | 各委員   | (全員挙手)                              |
|       | 議 長   | 全員賛成という事で、非農地である旨証明します、             |
| 第4号議案 | 議 長   | それでは議案審議に入ります。第4号議案、農地法第 3 条許可申請につ  |
|       |       | いて、事務局から説明を求めます。                    |
|       | 事務局   | (内容説明)                              |
|       |       | 農地法第 3 条の許可基準について、次のいずれかに該当する時は許可   |
|       |       | されません。①権利を取得しようとする者が、申請地含む全ての農地を効   |
|       |       | 率的に耕作すると認められない場合。②権利を取得しようとする者が、原則  |
|       |       | 年間150日以上農作業に常時従事すると認められない場合。③権利取得   |
|       |       | 後の耕作内容や農地の位置・規模がその周辺地域の農地の集団化、農作    |
|       |       | 業の効率化など、農業上の総合的な利用に支障をきたす恐れがあると認    |
|       |       | められる場合。となっており、不許可の全て要件に該当しないとの判断で   |
|       |       | す。第 4 号議案の説明は以上です。                  |
|       | 議 長   | 現地確認された村上穂委員の説明を求めます。               |
|       | 村上穂委員 | 15 日に現地確認に行ってまいりました。これはお孫さんが引き継ぐという |
|       |       | 事です。写真のとおり、かなり丘勾地となっています。本人が順次、開墾し  |
|       |       | ながら、やっていくことですので良いと思います。以上です。        |
| 審 議   | 議 長   | 以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。        |
|       | 各委員   | (意見なし)                              |
| 採 決   | 議 長   | それでは、第4号議案を賛成の方は挙手をお願いします。          |
|       | 各委員   | (全員挙手)                              |
|       | 議 長   | 全員賛成という事で、許可とします。                   |
| 第5号議案 | 議 長   | それでは議案審議に入ります。第5号議案、農地法第 3 条許可申請につ  |
|       |       | いて、事務局から説明を求めます。                    |
|       | 事務局   | (内容説明)                              |
|       |       | 農地法第 3 条の許可基準について、次のいずれかに該当する時は許    |
|       |       | 可されません。①権利を取得しようとする者が、申請地含む全ての農     |
|       |       | 地を効率的に耕作すると認められない場合。②権利を取得しようとする    |
|       |       | 者が、原則年間150日以上農作業に常時従事すると認められない場合。   |

| 議案番号等 | 答弁者等  | 答弁者等の内容                            |
|-------|-------|------------------------------------|
|       |       | ③権利取得後の耕作内容や農地の位置・規模がその周辺地域の農地の    |
|       |       | 集団化、農作業の効率化など、農業上の総合的な利用に支障をきたす    |
|       |       | 恐れがあると認められる場合。となっており、不許可の全て要件に該    |
|       |       | 当しないとの判断です。第5号議案の説明は以上です。          |
|       | 議 長   | 現地確認された平岡委員の説明を求めます。               |
|       | 平岡委員  | 農地法第3条の規定に係る申請がありましたので、事務局と現地確     |
|       |       | 認に行ってまいりました。現地は海沿いの県道沿いでありまして、写    |
|       |       | 真のとおり一部は耕作されております。他は足首までの雑草が茂って    |
|       |       | いるんですが、管理している状態の農地です。耕作するにあつては、    |
|       |       | 可能と考えられます。以上です。                    |
| 審 議   | 議 長   | 以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。       |
|       | 各委員   | (意見なし)                             |
| 採 決   | 議 長   | それでは、第5号議案を賛成の方は挙手をお願いします。         |
|       | 各委員   | (全員挙手)                             |
|       | 議 長   | 全員賛成という事で、許可といたします。                |
| 第6号議案 | 議 長   | それでは議案審議に入ります。第6号議案、農地法第3条許可申請につ   |
|       |       | いて、事務局から説明を求めます。                   |
|       | 事務局   | (内容説明)                             |
|       |       | 農地法第3条の許可基準について、次のいずれかに該当する時は許可    |
|       |       | されません。①権利を取得しようとする者が、申請地含む全ての農地を効  |
|       |       | 率的に耕作すると認められない場合。②権利を取得しようとする者が、原則 |
|       |       | 年間150日以上農作業に常時従事すると認められない場合。③権利取得  |
|       |       | 後の耕作内容や農地の位置・規模がその周辺地域の農地の集団化、農作   |
|       |       | 業の効率化など、農業上の総合的な利用に支障をきたす恐れがあると認   |
|       |       | められる場合。となっており、不許可の全て要件に該当しないとの判断で  |
|       |       | す。第6号議案の説明は以上です。                   |
|       | 議 長   | 現地確認された村上穂委員の説明を求めます。              |
|       | 村上穂委員 | これも15日に現地確認に行ってまいりました。一定の期間、休耕の状態  |
|       |       | であったと思うんですが、今現在においては、雑木も伐採されて、平地整地 |
|       |       | されております。耕作可能な状態であるというふうに考えます。以上です。 |
| 審 議   | 議 長   | 以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。       |
|       | 各委員   | (意見なし)                             |
| 採 決   | 議 長   | それでは、第6号議案を賛成の方は挙手をお願いします。         |

| 議案番号等   | 答弁者等  | 答弁者等の内容                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         | 各委員   | (全員挙手)                                                                                                                                                                                                                                                   |
|         | 議 長   | 全員賛成という事で、許可といたします。                                                                                                                                                                                                                                      |
| 第 7 号議案 | 議 長   | それでは議案審議に入ります。第7号議案、農地法第 3 条許可申請について、事務局から説明を求めます。                                                                                                                                                                                                       |
|         | 事務局   | (内容説明)                                                                                                                                                                                                                                                   |
|         |       | 農地法第 3 条の許可基準について、次のいずれかに該当する時は許可されません。①権利を取得しようとする者が、申請地含む全ての農地を効率的に耕作すると認められない場合。②権利を取得しようとする者が、原則年間150日以上農作業に常時従事すると認められない場合。③権利取得後の耕作内容や農地の位置・規模がその周辺地域の農地の集団化、農作業の効率化など、農業上の総合的な利用に支障をきたす恐れがあると認められる場合。となっており、不許可の全て要件に該当しないとの判断です。第 7 号議案の説明は以上です。 |
|         | 議 長   | 現地確認された村上穂委員の説明を求めます。                                                                                                                                                                                                                                    |
|         | 村上穂委員 | 同じく 15 日に現地確認を行いました。現地は町営住宅に隣接した、良い場所なんです、そこにありますように、申請地で野菜の栽培を継続したいと書いてありますが、今現在、十分に耕作されていますので良いと思います。                                                                                                                                                  |
| 審 議     | 議 長   | 以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。                                                                                                                                                                                                                             |
|         | 各委員   | (意見なし)                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 採 決     | 議 長   | それでは、第7号議案を賛成の方は挙手をお願いします。                                                                                                                                                                                                                               |
|         | 各委員   | (全員挙手)                                                                                                                                                                                                                                                   |
|         | 議 長   | 全員賛成という事で、許可といたします。                                                                                                                                                                                                                                      |
| 第 8 号議案 | 議 長   | それでは議案審議に入ります。第8号議案、農地法第 3 条許可申請について、事務局から説明を求めます。                                                                                                                                                                                                       |
|         | 事務局   | (内容説明)                                                                                                                                                                                                                                                   |
|         |       | 農地法第 3 条の許可基準について、次のいずれかに該当する時は許可されません。①権利を取得しようとする者が、申請地含む全ての農地を効率的に耕作すると認められない場合。②権利を取得しようとする者が、原則年間150日以上農作業に常時従事すると認められない場合。③権利取得後の耕作内容や農地の位置・規模がその周辺地域の農地の集団化、農作業の効率化など、農業上の総合的な利用に支障をきたす恐れがあると認められる場合。となっており、不許可の全て要件に該当しないとの判断で                   |

| 議案番号等   | 答弁者等 | 答弁者等の内容                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---------|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         |      | す。第 8 号議案の説明は以上です。                                                                                                                                                                                                                                         |
|         | 議 長  | 現地確認された青木委員の説明を求めます。                                                                                                                                                                                                                                       |
|         | 青木委員 | 事務局と現地確認に行きました。現地は借り受け人の前の土地で、現在もきれいに耕作されているので問題ないと思います。以上です。                                                                                                                                                                                              |
| 審 議     | 議 長  | 以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。                                                                                                                                                                                                                               |
|         | 各委員  | (意見なし)                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 採 決     | 議 長  | それでは、第 8 号議案を賛成の方は挙手をお願いします。                                                                                                                                                                                                                               |
|         | 各委員  | (全員挙手)                                                                                                                                                                                                                                                     |
|         | 議 長  | 全員賛成という事で、許可といたします。                                                                                                                                                                                                                                        |
| 第 9 号議案 | 議 長  | それでは議案審議に入ります。第 9 号議案、農地法第 3 条許可申請について、事務局から説明を求めます。                                                                                                                                                                                                       |
|         | 事務局  | (内容説明)                                                                                                                                                                                                                                                     |
|         |      | 農地法第 3 条の許可基準について、次のいずれかに該当する時は許可されません。①権利を取得しようとする者が、申請地含む全ての農地を効率的に耕作すると認められない場合。②権利を取得しようとする者が、原則年間 150 日以上農作業に常時従事すると認められない場合。③権利取得後の耕作内容や農地の位置・規模がその周辺地域の農地の集団化、農作業の効率化など、農業上の総合的な利用に支障をきたす恐れがあると認められる場合。となっており、不許可の全て要件に該当しないとの判断です。第 9 号議案の説明は以上です。 |
|         | 議 長  | 現地確認された青木委員の説明を求めます。                                                                                                                                                                                                                                       |
|         | 青木委員 | 事務局と現地確認に行きました。佐島の 587-2 は購入された家の真裏で、草刈りをすればすぐにでも耕作できるような状態です。もう一つの 1136 番地は、写真のとおり、ちょっと荒れて入るんですが、ご実家の家族を含めて、重機を一度入れて耕作されると聞いておりますので、可能だと思います。以上です。                                                                                                        |
| 審 議     | 議 長  | 以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。                                                                                                                                                                                                                               |
|         | 各委員  | (意見なし)                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 採 決     | 議 長  | それでは、第 9 号議案を賛成の方は挙手をお願いします。                                                                                                                                                                                                                               |
|         | 各委員  | (全員挙手)                                                                                                                                                                                                                                                     |
|         | 議 長  | 全員賛成という事で、許可といたします。                                                                                                                                                                                                                                        |
| (閉 会)   | 議 長  | それでは、以上をもちまして令和 6 年度第 10 回農業委員会総会を終了いたします                                                                                                                                                                                                                  |

